

津市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づき実施した監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成26年3月3日

津市監査委員 高 松 和 也
津市監査委員 駒 田 修 一
津市監査委員 安 藤 友 昭
津市監査委員 伊 藤 康 雄

第1 監査をした者

津市監査委員 渡 邊 昇
津市監査委員 駒 田 修 一
津市監査委員 安 藤 友 昭
津市監査委員 福 田 慶 一

第2 監査の対象部局等

本件監査の結果に関する報告の対象となる監査の対象部局等は、次のとおりである。

1 部局

- (1) 政策財務部（秘書課、政策課（公平委員会を含む。）、東京事務所、地域政策課、広報課、財政課、市民税課、資産税課、収税課、特別滞納整理推進室、財産管理課、検査課）
- (2) 危機管理部（危機管理課、防災室）
- (3) 総務部（総務課、法務室（固定資産評価審査委員会を含む。）、行政経営課、人事課、調達契約課、情報企画課）
- (4) 市民部（市民課、新斎場建設推進室、市民交流課、対話連携推進室、人権課、男女共同参画室、地域調整室、アストプラザ）
- (5) スポーツ文化振興部（スポーツ振興課、新産業スポーツ施設推進室、文化振興課（リージョンプラザ））
- (6) 環境部（環境政策課、新最終処分場建設推進課、環境保全課、環境事業課、環境施設課（西部クリーンセンター、クリーンセンターおお

たか、河芸美化センター、白銀環境清掃センター、安芸・津衛生センター、クリーンセンターくもず))

- (7) 健康福祉部 (福祉政策課、福祉監査室、こども家庭課、こども総合支援室、高齢福祉課、障がい福祉課、援護課、介護保険課、保険医療助成課、健康づくり課 (中央保健センターほか9センター)、地域医療推進室)
- (8) 商工観光部 (商業振興労政課、工業振興課、企業誘致室、観光振興課)
- (9) 農林水産部 (農林水産政策課、農業共済室、林業振興室、水産振興室、農業基盤整備課)
- (10) 競艇事業部 (競艇管理課、競艇事業課)
- (11) 都市計画部 (都市政策課、開発指導室、交通政策課、名松線復旧推進室、津駅前北部土地区画整理事務所、建築指導課)
- (12) 建設部 (建設政策課、事業調整室、建設整備課、道路等特定事項推進室、市営住宅課、営繕課、津北工事事務所、津南工事事務所)
- (13) 下水道部 (下水道政策課、下水道建設課、下水道施設課)
- (14) 会計管理室
- (15) 久居総合支所 (地域振興課、市民課、福祉課、生活課、ポルタひさいふれあいセンター)
- (16) 河芸総合支所 (地域振興課、市民福祉課)
- (17) 芸濃総合支所 (地域振興課 (棕本財産区を含む。)、市民福祉課)
- (18) 美里総合支所 (地域振興課、市民福祉課)
- (19) 安濃総合支所 (地域振興課、市民福祉課)
- (20) 香良洲総合支所 (地域振興課、市民福祉課)
- (21) 一志総合支所 (地域振興課、市民福祉課)
- (22) 白山総合支所 (地域振興課、市民福祉課)
- (23) 美杉総合支所 (地域振興課、市民福祉課)
- (24) 水道局 (水道総務課、営業課、工務課、浄水課、安芸水道事業所、一志水道事業所)
- (25) 消防本部 (消防総務課、消防団統括室、消防安全課、警防室、救急課、通信指令課)・消防署 (中消防署、北消防署、久居消防署、白山消防署)

- (26) 教育委員会事務局（教育総務課、学校教育課、教育研究支援課、人権教育課、生涯学習課、久居教育事務所、河芸教育事務所、芸濃教育事務所、美里教育事務所、安濃教育事務所、香良洲教育事務所、一志教育事務所、白山教育事務所、美杉教育事務所、図書館（津図書館ほか8館2室））
 - (27) 選挙管理委員会事務局
 - (28) 農業委員会事務局
 - (29) 監査事務局
 - (30) 議会事務局（議会総務課、議事課）
- 2 市立小学校・市立幼稚園

- (1) 市立小学校
 - ア 櫛形小学校
 - イ 雲出小学校
 - ウ 高野尾小学校
 - エ 栗葉小学校
 - オ 榊原小学校
 - カ 村主小学校
- (2) 市立幼稚園
 - ア 雲出幼稚園
 - イ 高野尾幼稚園
 - ウ 栗葉幼稚園
 - エ 榊原幼稚園
 - オ のむら幼稚園
 - カ 黒田幼稚園
 - キ 村主幼稚園

第3 監査の対象年度及び事項

原則として平成25年度の財務及び事務の執行を対象とした。

なお、補助金等一部の財務及び事務の執行については、必要に応じて、平成24年度以前のものを対象に含めた。

第4 監査の期間

監査の期間は、平成25年9月12日から平成26年1月30日までである。

第5 監査の方法

監査の方法は、主に次の諸点に着眼し、監査対象部局等から提出を受けた資料、関係諸帳簿等を調査するとともに、関係職員に説明を求めた。

- 1 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。
- 2 会計及び事務処理は、法令等の規定に基づき適正に行われているか。
- 3 現金の取扱いは、適正に行われているか。
- 4 財産の管理は、適正に行われているか。
- 5 各種の帳簿、書類の記帳、保管等は、適正に行われているか。
- 6 事務事業は、効率的かつ効果的に行われているか。

第6 監査の結果

監査の結果、監査対象部局等における財務及び事務の執行のうち、その是正措置を講じることなどを求める事項（極めて軽微な事項及び既に措置が講じられた事項を除く。）については、次に記載するとおりである。これらの事項がない監査対象部局等については、特に記載していない。

なお、市長その他関係のある執行機関は、当該監査の結果に基づき、又はこれを参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

1 市民部

(1) 男女共同参画室

男性カウンセラーによる男性のための相談事業について、平成21年6月から開始し、平成24年度までは、偶数月の第3水曜日18時から20時に、平成25年度は、11月から毎月第3金曜日の18時から20時に、臨床心理士をカウンセラーとして、相談者1人50分程度の相談を委託により実施しているが、その実績は年間2件から7件である。当該委託料は、カウンセラーの拘束時間に応じて支払われており、より効果が得られるよう実施方法を見直すなど、当該事業の在り方を検討されたい。

(2) 地域調整室

長谷山市民館に係る行政財産の使用許可について、当該使用許可書には使用財産に附帯する諸設備に必要な電気等の経費については使用者の負担とする旨が定められているものの、使用者から電気使用料の経費の徴収を行っていないことから、当該経費について現状と使用許可書との整合性を図られたい。

2 健康福祉部（こども家庭課）

観音寺保育園に係る行政財産の使用許可について、当該使用許可書には使用財産に附帯する諸設備に必要な電気等の経費については使用者の負担とする旨が定められているものの、使用者から電気使用料等の経費の徴収を行っていないことから、当該経費について現状と使用許可書との整合性を図られたい。

3 建設部（建設政策課）

法定外公共物の占用許可書について、行政処分と考えられるものの、指令形式ではないことから、指令形式により許可書を交付されたい。

また、当該占用許可に係る教示について、当該占用許可書には条件が付されているものの、不服申立て及び処分の取消しの訴えに係る教示をしていないことから、行政不服審査法及び行政事件訴訟法の定めるところにより、これを教示されたい。

4 美里総合支所（市民福祉課）

美里社会福祉センター使用料減免申請書について、減免申請の理由を記載する欄がないことから、理由が記載されないまま申請され、減免を認めているが、使用料を減免するかどうかは、理由に基づいて判断されるものであることから、減免申請書に減免申請の理由を記載する欄を設け、当該記載理由に基づいて減免の可否を判断されたい。

5 美杉総合支所（地域振興課）

レークサイド君ヶ野について、同施設の収支状況は、実質的な単年度収支を見ると平成25年度（平成25年8月末現在）は900万円を、平成24年度は1,600万円をそれぞれ超える赤字（美杉総合支所地域振興課調べ）が生じている。平成24年度においては、メニューの見直しにより賄材料費の削減などに努め、平成23年度に比べ、収支は改善されたものの依然として赤字であり、利用者数も減少していることから、一層の経営改善に努められたい。